

令和4年1月26日

区立園の一時保育をご利用の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

区立保育園等の一時保育の利用自粛のお願い

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新宿区を含む東京都を、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として指定しました。

新宿区内の認可保育園等は、感染防止対策を徹底した上で原則開所していますが、お子様の感染予防の観点から、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている1月21日(金)から2月13日(日)までの間は、在園児の保護者に対し、勤め先の協力を得られる場合など、特別な負担がない範囲で、家庭における保育（登園自粛）にご協力くださるようお願いしています。

こうした状況を受け、登園自粛の要請を行っている期間は、一時保育についても同様に、感染予防の観点から、家庭での保育が可能である方は利用を自粛してくださるようお願いいたします。

本方針は1月26日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や感染状況を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。その場合は改めてお知らせします。

(問合せ先)

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795

(FAX番号両課共通)